

静岡県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月21日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 鈴木 澄 美
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央図書館	令和4年6月20日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 会計書類の紛失 3 内 容 中央図書館は、現金領収事務において、令和3年9月16日に郵便局に現金を納付した際に発行された静岡県取扱店収納票兼払込金受領証1通を紛失した。	
【措置の内容】 1 所属としての課題確認 本事案は、担当者が金融機関に納付後、直ちに静岡県取扱店収納票兼払込金受領証を現金取扱関係書類を収納する机に保管しなかったことと、納付後の書類の管理について担当者のみにならせていたことが原因です。 事案発生後は、静岡県取扱店収納票兼払込金受領証の保管を直ちに行うよう、職員全員に徹底しました。また、現金受領後の書類の管理について複数人による確認をする体制がなかったことが課題であることを認識しました。 なお、現金の収納については、出納局会計支援課に照会し、確実に納付されている事実を確認しました。 2 所属における再発防止対策 現金受領後の一連の進捗状況を共有できるよう、現金を納付するまでの間、調定票を課員全員が見える場所に置き処理漏れを防ぐこと、現金を納付し帰庁した後、直ちに静岡県取扱店収納票兼払込金受領証を調定票とともに専用ファイルへ綴り管理職等の確認を受けることにより、書類紛失防止のチェック体制の強化を図っています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央図書館	令和4年6月20日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同種事案の発生）</p> <p>3 内 容 中央図書館は、前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和3年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇について、付与日数に誤りがあった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、前回の監査における指摘直後に今回の年休付与のためにあらかじめ作成した年休計算シートを、起案時に根拠書類として添付していなかったことと、決裁時の課内チェックが不足していたことが原因です。</p> <p>該当する会計年度任用職員に対し、経緯を説明するとともに謝罪し、正しい付与日数に改めました。</p> <p>前回に引き続き年次有給休暇の付与日数に誤りを発生させてしまったことを重く受け止め、以下の再発防止策を徹底することとします。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>担当者だけでなく、課内全体で要綱等を確認することにより制度理解を深めるとともに、起案時には、年休計算シートを付与日数の算定根拠書類として必ず添付した上で、複数職員によりチェックすることとします。</p>	